

寒川町一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第40号

寒川町一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

寒川町一般職の職員の通勤手当に関する規則（昭和33年寒川町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「休業をし」の次に「、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし」を加える。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。